

美濃加茂市浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱に係る工事施工基準

第1章 総則

第1節 目的

この基準は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽工事に関する関係法令に基づき、浄化槽工事業者が浄化槽を施工する際に留意すべき事項を定めることにより、適正な浄化槽工事を確保するとともに生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2節 適用

1. この基準は、浄化槽法に規定する型式の認定を受けた浄化槽で、美濃加茂市浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱（令和2年美濃加茂市告示第40号。以下「要綱」という。）による補助金の交付申請をする浄化槽設置工事に適用する。
2. その他の定めがあるときは、これに従うこと。

第3節 定義

1. 浄化槽

要綱に規定する補助対象浄化槽をいう。

2. 設置者

要綱に規定する補助対象者で、建築物に関する工事の請負契約の注文者、又は請負契約によらないで自らその工事を施工する者をいう。

3. 浄化槽管理者

浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者をいう。

4. 浄化槽工事業者

浄化槽法第21条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽工事業を営む者をいう。

5. 浄化槽設備士

浄化槽工事を実地に監督する者として浄化槽法第42条第1項の浄化槽設備士免状の交付を受けている者をいう。

第4節 一般事項

1. 浄化槽工事に際しては、周辺住民から苦情が出ないように十分配慮すること。
2. 工事中は、第三者及び作業員の安全を確保するために必要な措置を行うこと。

第2章 工事の調査・打合せ

第1節 浄化槽の選定

浄化槽の処理対象人員の算定は、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）によること。

第2節 現地調査及び設置計画の策定

1. 現地調査

浄化槽工事を行うに当たり、設置者等の立会いの下、浄化槽の設置予定場所の状況を確認すること。特に以下の事項について確認が完了していること。

- (1) 浄化槽の放流先が確保されていること。また、道路占用等の協議が完了していること。
- (2) 設置場所のスペースが確保されていること。
- (3) 水道管、電線ケーブル等の占有物件の有無が確認されていること。
- (4) 浄化槽設置届出書又は浄化槽設置通知書、建築確認等の内容適合通知書等の確認が完了していること。

2. 設置計画の作成

- (1) 浄化槽工事業者は、浄化槽の施工に際して現地調査結果により、設置者に十分説明し、設置者の承認と協力を得た上で設置計画を策定すること。
- (2) 浄化槽本体工事及び配管工事等において、施工する工事業者が異なる場合は、工事業者間で十分な打合せを行うこと。

第3節 契約

要綱に基づく補助金制度を利用する際は、関係法令の法的手続き及び補助金交付申請の手続きを工事着工前までに完了させなければならない。特に以下の事項について確認すること。

- (1) 施工に際し、請負契約の当事者は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、これを履行すること。
- (2) 施工に当たり、建設業法、建築基準法、都市計画法等の関係法令及び規則を遵守すること。

第4節 設置の届出

1. 施工にあたり岐阜県知事に届け出を行うこと（建築主事の確認を申請する場合は別途行うこと）。
2. 要綱による補助金の交付を受けようとするときは、工事着工予定日の前10日以上に補助金交付申請書を提出し、その決定通知を受けた後に施工を行うこと。

第5節 施工前の浄化槽受入検査

1. 浄化槽工事業者は、施工前における浄化槽の受入検査を行うこと。
2. 重大な欠陥が認められた場合や補修が不可能な場合には、浄化槽の交換等の適切な処置を講ずること。

第3章 浄化槽の施工

浄化槽施工業者は、浄化槽工事を行う場合は、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。

軽微なものを除き、浄化槽の設置位置、配管、柵の位置等について、申請と異なる施工を行

おうとする場合は、事前に補助事業等計画変更申請書を提出し、承認を受けなければならない。

第1節 本体工事

1. 仮設工事

- (1) 工事着手前に浄化槽設置場所の設計地盤を確認し整地後、地縄張りを行いレベル、位置、方向を決定するための丁張り、遣り方を行うこと。
- (2) 現場作業者及び外部の者に対する事故防止のための安全対策を十分に行うこと。
- (3) 工事業者は、工事現場の適切な位置に浄化槽法第30条に規定する標識等を掲げること。

2. 掘削工事

- (1) 掘削に先立ち、掘削土の運搬、処分方法をあらかじめ定めておくこと。
- (2) 掘削は施工図に基づき所定の位置及び深さで行い、掘り過ぎないこと。
- (3) 掘削は周辺の状況・土質・地下水の状況などに適した工法とし、土砂が崩壊しないように関係法令に従い、適切な法勾配を確保するか、土留め工事を行うこと。また、必要に応じて水替工事を行うこと。
- (4) 掘削の深さが1.5メートル以上で、適切な法勾配が確保できない場合には、原則として土留め工事を行うこと。
- (5) 掘削の深さが2メートル以上となる場合には、労働安全衛生法施行令（昭和47年8月19日政令第318号）第6条第9号で定める地山の掘削の作業にかかる作業主任者を選任すること。
- (6) 土留め支保工等の組立又は解体の作業を行うときは、土留め支保工作業主任者を選任すること。
- (7) 上記によるほか、必要に応じて土留め工事を検討すること。
- (8) 水替工事を行う際には、土砂等の流出を防ぐ措置を講じること。
- (9) 掘削土の置き場は、崩落を防ぐために掘削面よりできるだけ離すこと。

3. 基礎工事

- (1) 基礎等の厚さは、設置する浄化槽の仕様書に特記がなければ、表-1のとおりとする。なお、表-1によらない場合は、必要な強度が確保されていることが確認できる構造計算書を添付すること。
- (2) コンクリートは、普通コンクリートを使用し、その設計基準強度は1平方ミリメートル当たり18ニュートン以上、スランプは18センチメートル以下とすること。
- (3) コンクリートの骨材の大きさは、原則として、砂利は25ミリメートル以下、碎石は20ミリメートル以下とする。
- (4) 鉄筋は異形鉄筋を使用し、配筋工事にはスペーサーを使用すること。
- (5) 基礎コンクリートは、浄化槽を適切に据付できる十分な広さを確保すること。
- (6) コンクリートは適温養生すること。
- (7) 浄化槽用プレキャストコンクリート底板（PC板）を使用する場合は、基礎コンクリート同様の強度を有するものとし、使用確約書及び強度並びに構造が確認できる設計計算

書を添付すること。

- (8) PC板の選定に際しては、浄化槽メーカーの指定する製品とすること。
- (9) PC板の施工に際しては、捨てコンクリートの上に空練りモルタルを均一に敷均して設置すること。

4. 据付工事

- (1) 浄化槽本体の据付に先立ち、コンクリートが十分養生されているかを確認すること。
- (2) 基礎コンクリート上の小石や異物を除去しておくこと。
- (3) 据付後、槽の水平確認を行うとともに、流入及び流出管底の高さが所定の位置であることを確認すること。

5. 水張り

- (1) 埋戻し前に規定水位まで水張りを行うこと。その後 24 時間以上放置し、漏水の有無を検査すること。
- (2) 漏水検査の結果、漏水が認められる場合には浄化槽の補修等を行うこと。

6. 埋戻し工事

- (1) 埋戻しに先立ち、マンホール蓋、流入管、放流管等から土砂が入らないように必要な対策を行うこと。
- (2) 埋戻しは、良質土で行うものとし、深さの 3 分の 1 程度ずつ周囲を均等に突き固め、水締めを行うこと。また、浄化槽本体の水平を確認しながら行うこと。

7. 上部コンクリート工事

- (1) 上部コンクリート工事は、荷重に応じた仕様の鉄筋コンクリートとし、その厚さは表-1 以上とすること。
- (2) 上部コンクリートは、雨水等が槽内に浸入しないようマンホールを地盤面より高くするなどして仕上げる。また、上部コンクリートには水勾配を設けること。
- (3) 上部コンクリートの打設は、埋戻土の突き固めが十分に行われ、地盤が安定したことを確認した後に行うこと。

第2節 付帯設備工事

1. ブロワ工事

- (1) ブロワの設置場所は、できるだけ直射日光を避け、寝室等からなるべく離れた場所で、維持管理作業が容易に行える場所に設置すること。
- (2) ブロワの空気配管は、配管長さ 5 メートル以内で曲がりには 5 箇所以内を標準とし、規定の送風量が確保できるものとする。やむを得ず配管が長くなる場合は、空気配管の径を大きくするか、規定の吐出風量を確保できるブロワに替える等の措置を講ずること。
- (3) ブロワの基礎はコンクリート構造とし、地盤より 10 センチメートル以上高くし、ブロワ本体の外寸より 5 センチメートル以上大きくすること。また、ブロワの振動が建物の基礎に影響を及ぼさない位置にすること。
- (4) 屋外に防雨型コンセントにてブロワ専用の電源を設けるとともに、専用の漏電遮断器を設けること。

- (5) ブロワの設置に当たっては必要に応じ騒音・振動防止策を施し、アース工事が必要な機種にあっては必ず接地工事を行うこと。

2. ポンプ工事

- (1) 流入管底が低く、原水ポンプ槽を設置する場合は、以下によること。
 - ① 原水ポンプ槽から浄化槽へ汚水を移送する場合は、流量調整を行うこと。
 - ② 2 台以上備え、自動交互運転と流入水が多い場合の同時運転に対応できるようにすること。
- (2) 放流先が浄化槽の放流管より浅い場合や放流先までの配管に勾配がとれず、放流ポンプ槽を設置する場合は、以下によること。
 - ① 放流ポンプ槽から放流先までの配管は、処理水が配管内に留まらないようにすること。
 - ② 浄化槽本体の臭突口には臭突管を設けること。やむを得ず臭突管を設けることができない場合は、放流ポンプ槽に通気管を設けること。
 - ③ 2 台以上備え、自動交互運転と放流水が多い場合の同時運転に対応できるようにすること。

第3節 配管工事

- (1) 屋内の排水枝管は適正な口径と勾配を確保すること。また、2 階以上にトイレや風呂がある場合は屋内の配管経路に通気管を設けること。
- (2) 生活排水はすべて浄化槽に接続し、雨水や工場廃水等は接続しないこと。
- (3) 屋外配管の覆土は 20 センチメートル以上とし、露出させてはならない。やむを得ず露出配管とする場合には、必要な防護措置を施すこと。
- (4) 屋外排水管の口径は 75 又は 100 ミリメートル以上とし、硬質塩化ビニル管（VU・VP 管）を使用すること。
- (5) 浄化槽の流入・放流管の勾配は、100 分の 1 以上とすること。
- (6) 放流水路との水位差が適切に保たれないと判断される場合は、放流ポンプ槽を設置するなどの措置を講じ、逆流のおそれがないようにすること。
- (7) 放流先の水路において、降雨等による水位上昇の位置と比べて、放流管接続部の位置は高くすること。
- (8) 汚水枳の設置場所は、屋内排水設備の排水横枝管の屋外に出た箇所、45 度以上の屈曲点、2 系統以上の排水の合流点、段差が生じる箇所及び管径の 120 倍を超えない箇所並びに浄化槽の前後とすること。
- (9) 洗濯機用排水口のようにトラップが無い場合はトラップ枳を設置すること。また、洗面台のように器具トラップがある場合は二重トラップにならないようにすること。
- (10) 汚水枳はすべてインバート枳とし、蓋は密閉できる構造とすること。
- (11) 汚水枳の基礎は、良質な地盤の場合は、5 センチメートルの砂基礎を標準とし、十分突き固め、所定の高さに仕上げること。
- (12) 既設の配管を利用する場合は、破損状況、勾配等を確認すること。なお、異常が認め

られた場合には、原則として布設替えすること。

第4節 特殊工事

1. 嵩上げ工事

マンホールの嵩上げ高は30センチメートル以内とすること。やむを得ず浄化槽本体を深埋めする場合には、ピット構造とし、擁壁を設けるなど補強を行うこと。

2. ピット工事

- (1) ピットは安全に維持管理が行えるように作業スペースを十分に確保すること。
- (2) ピット内の嵩上げは行わないこと。
- (3) ピットには雨水排水用の排水口を設けること。
- (4) ピット上部の蓋は、軽量で耐久性があるものを使用すること。
- (5) ピットが深い場合は、昇降に支障がないようタラップを設けること。

3. 支柱工事

- (1) 支柱工事の様子は特記がなければ表-2を参考とすること。
- (2) 一般財団法人日本建築センターのFRP評定を取得した浄化槽又は全国合併浄化槽普及促進協議会が認めた支柱レス対応の登録浄化槽を使用する場合は、支柱工事を省略することができるが、不特定の車両が乗り入れ可能な場所に浄化槽を設置する際には支柱工事を行うこと。また、マンホールは耐圧マンホールに取替えること。

4. 浮上防止対策工事

- (1) 地下水位が高く、浄化槽が浮上するおそれのある場合は、浮上防止金具の設置や槽の周壁の周りをコンクリートで固める等の浮上防止対策を施すこと。
- (2) 金具による浮上防止を施す場合には、基礎の鉄筋との結束を十分に行うこと。

5. 擁壁設置工事

- (1) 建築物の基礎の直近及び道路端から下方45度以内には、浄化槽を設置しないこと。
- (2) やむを得ず土圧がかかる場所に設置する場合は、浄化槽本体の変形、破損を防止するため、土圧に応じた鉄筋コンクリートの擁壁を設けること。この場合、擁壁の構造計算書を添付すること。
- (3) 浄化槽と建築物との距離が十分でない場合において、擁壁を設けない場合には、浄化槽に土圧がかからないことを証明する書類を添付すること。

6. 臭突管設置工事

- (1) 臭突管はVU・VP管とし、近隣の状況を配慮し、風通しの良い場所に設置すること。
- (2) 立ち上げ高さは、軒上1メートル以上とする。また、隣家等付近の状況を考慮に入れ、苦情が生じない位置とすること。
- (3) 立ち上げ管は、強風等で倒れないよう支持金物を取り付けること。
- (4) 横引き管はできるだけ短くし、立ち上げ管に向かって上り勾配となるよう配管すること。

7. 既設浄化槽の撤去工事

- (1) 浄化槽の最終清掃（汚泥の引き抜き、洗浄等）、消毒を行うこと。

- (2) 浄化槽の基礎部分（基礎コンクリート、栗石等）の撤去を行うこと。
- (3) 掘り出した浄化槽は、法令に基づき適正に処分すること。

第5節 試運転調整

当該浄化槽の施工要領書に記載されている施工終了時のチェックリスト等により試運転調整を行うこと。また、チェックリストの記載がない付帯設備を設けた場合には、付帯設備に添付してある試運転調整方法によること。

第6節 引渡し

浄化槽工事業者は、設置者（浄化槽管理者）に対して、保証書等の関係書類とともに浄化槽を引き渡し、浄化槽の維持管理に必要な次の説明をすること。

- (1) 当該浄化槽、付帯設備などの仕組み及び使い方について。
- (2) 浄化槽管理者の義務（保守点検・清掃の実施、法定検査の受検など）について。

第4章 検査・事業実績報告

第1節 実績報告書

浄化槽工事が完了したときは、補助金交付申請書添付の配管図面等の内容と適合していることを確認のうえで検査を行い、速やかに実績報告書を提出すること。なお、浄化槽工事業者は、表-3に掲げる写真を浄化槽工事写真帳として纏め、浄化槽チェックリスト等と共に実績報告書に添付すること。また、特殊工事を行った場合は、構造計算書、仕様書等必要と認められる書類を添付すること。

第2節 検査

1. 検査

(1) 検査日

補助金交付のための中間検査、完了検査の日程は市が決定し、浄化槽設備士又は申請者に連絡する。中間検査については、浄化槽設備士が検査希望日を事前に市に連絡すること。

(2) 中間検査（現地で実施）

市は、浄化槽設備士立会いのうえで、基礎コンクリートの配筋（スペーサー及び型枠設置後）完了後に、配筋状況、型枠設置状況の検査を実施する。ただし、基礎コンクリートをPC板とする場合は、捨てコンクリート打設後に行う。

(3) 完了検査（現地で実施）

市は、事業実績報告書受理後に、浄化槽設備士立会いのうえで、浄化槽設置状況の検査を実施する。浄化槽設備士は、浄化槽引き渡し前に実施できるようにすること。

(4) 検査指摘項目の是正

検査により指摘があった場所は、速やかに是正措置を行い、是正写真（是正前、是正状況、是正後）を市へ提出すること。

第5章 その他

この基準に定めがない事項については、その都度市と協議すること。

附 則

この基準は令和7年8月1日以降に補助金の交付申請を提出するものから適用する。ただし、令和7年8月1日より前に補助金の交付申請を提出したものについては、従前の例による。

[表-1 基礎等の厚さ]

| 種 別 | | 基礎等の厚さ (ミリメートル) |
|---------------|---------|-----------------|
| 地業 ※1 | 砕 石 ※2 | 100 以上 |
| | 割栗石 ※3 | 100 以上 |
| 捨てコンクリート ※4 | | 50 以上 |
| 基礎コンクリート | コンクリート厚 | 150 以上 |
| | 配 筋 | D10@200 (シングル) |
| 上部コンクリート ※5、6 | コンクリート厚 | 100 以上 |
| | 配 筋 | D10@200 (シングル) |

※1 地業は、地盤の状況により砕石割栗石などを用いること。

※2 砕石は、切込砕石又は再生クラッシュランとすること。

※3 割栗石の場合は、目潰し材を充填し十分転圧すること。

※4 型枠及び槽本体の位置等の墨出しを行うため、木ゴテ等で水平に仕上げる。

※5 浄化槽上部を駐車場仕様とする場合は、支柱工事の項目によること。ただし、支柱工事なしで駐車場（車両総重量 2.0 トン以下）の下に設置ができる FRP 評定を取得している浄化槽の場合は支柱を省略できる。

※6 浄化槽上部を駐車場使用とする場合に、配筋を変更しようとする場合は、市と協議すること。

注) 基礎等の厚さは浄化槽メーカーの施工要領書に準ずる。

[表-2 支柱工事の仕様]

| 種 別 | | 仕様 (ミリメートル) | |
|--------------|------------|----------------|----------------|
| 基礎 | 栗石又は切り込み砕石 | 100 | |
| | 捨てコンクリート | 50 | |
| | 鉄筋コンクリート | 厚 さ | 150 |
| 配 筋 | | D10@200 (シングル) | |
| 上部 コンクリート | 鉄筋コンクリート | 厚 さ | 150 |
| | | 配 筋 | D10@200 (シングル) |
| | | 開口補強筋 | 4-D13 |
| 支柱 | 鉄筋コンクリート | 直 径 | φ 200 以上の円筒型枠 |
| | | 主 筋 | 4-D13 |
| | | フープ筋 | D10@100 |
| | | 鉄筋の継手長さ | 40d 以上 |
| マンホール枠及び蓋 | | 積載荷重に応じた枠・蓋 | |

※ 各仕様は、当該浄化槽の施工要領書で確認すること。

[表-3 浄化槽施工工事写真]

- (1) 写真を撮影する場合は、浄化槽工事に係る登録等に関する省令（昭和60年5月27日建設省令第6号）第9条に基づく標識を掲げること。（横35cm以上×縦25cm以上）
- (2) スケールの寸法、黒板等の文字が明確であること。

| |
|--|
| (工事前写真) |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 浄化槽設備士が正面を向いて浄化槽法第30条に規定する標識を掲げ、工事を行う場所を背景に写っている写真（家屋の全景及び浄化槽の設置位置をテープ等で示すこと） ② 浄化槽設置場所が特定できるように、周辺状況も含めて撮影すること。 |
| (基礎工事) |
| <ul style="list-style-type: none"> ③ 土留めが必要な場合は、土留め工事状況の写真 ④ 幅、長さ、深さがスタッフ等により確認できる掘削完了写真 ⑤ 基礎砕石投入後、機械転圧状況のわかる写真 ⑥ 割栗石又は基礎砕石の厚さが確認できる写真（スケールを当てて撮影する） ⑦ 捨てコンクリートの厚さが確認できる写真（スケールを当てて撮影する） ⑧ 基礎コンクリートの配筋状況がわかる写真（スペーサー及び型枠設置後で配筋のピッチが確認できる配筋状況。スケールを当てて撮影する） ⑨ 基礎コンクリートの大きさ、厚さがわかる写真（スケールを当てて撮影する） ⑩ PC板（浄化槽用プレキャストコンクリート底板）を使用した場合は、PC板に表示されている製造者名、型式外形寸法、製造番号（ロットナンバー）が確認できる写真 ⑪ PC板を使用した場合は、PC板の幅、長さ、厚さがわかる写真（スケールを当てて撮影する） ⑫ PC板を使用した場合は、PC板の据付状況写真 |
| (浄化槽工事) |
| <ul style="list-style-type: none"> ⑬ 浄化槽本体搬入状況写真（型式が写っていること。搬入車による機械吊り搬入状況） ⑭ 据付状況写真（水張、水平確認状況） ⑮ 水平確認は、水準器を用いて行っていることがわかる写真 ⑯ 水張り及び水締め用に用いているホース及び水が写るように撮影した写真 ⑰ 埋め戻し状況写真（中段での突き固め及び水締め状況並びに完了後の全景） ⑱ 埋め戻しの高さを示す写真（スケールを当てて撮影する） ⑲ 突き固め用の器具で突き固めていることがわかる写真 ⑳ 漏水検査写真 |
| (上部コンクリート) |
| <ul style="list-style-type: none"> ㉑ 上部コンクリートの配筋状況がわかる写真（スペーサー及び型枠設置後で配筋のピッチが確認できる配筋状況。スケールを当てて撮影する） ㉒ 上部コンクリートの大きさ、厚さがわかる写真（スケールを当てて撮影する） ㉓ 上部コンクリートの全景写真 |

| |
|--|
| ②④ 嵩上げ工事を行った場合は、バルブの上端からマンホール蓋までの距離がわかる写真 (スケールを当てて撮影する) |
| (ブローア設置状況) |
| ②⑤ ブローア設置状況写真 (コンセント、アースの接地、稼働が確認できること) |
| ②⑥ ブローアが地面より高い場所に設置していることがわかる写真 |
| (特殊工事) |
| ②⑦ 支柱、擁壁、ピット等を設置した場合は、施工状況、配筋、大きさなどが確認できる写真 (大きさなどはスケールを当てて撮影する) |
| (竣工写真) |
| ②⑧ 浄化槽工事が完了したことがわかる写真 |
| ②⑨ 家屋の全景及び浄化槽設置位置がわかる写真 |

○単独浄化槽又はくみ取り便槽の撤去費の補助金申請をする場合

| |
|---------------------------------------|
| (着工前) |
| ① 単独浄化槽又はくみ取り便槽の設置場所の写真 |
| ② 単独浄化槽又はくみ取り便槽設置場所とその周辺の状況がわかる写真 |
| (工事中) |
| ③ 掘削状況の写真 |
| ④ 撤去状況の確認できる写真 |
| ⑤ 搬出状況の確認できる写真 |
| (撤去後) ※着工前と対比できる写真 |
| ⑥ 単独浄化槽又はくみ取り便槽を撤去し、工事が完了していることがわかる写真 |
| ⑦ 単独浄化槽又はくみ取り便槽撤去場所とその周辺の状況がわかる写真 |